

## 一般事業主行動計画

社員が働きやすく、子育てしやすい環境をつくることにより、仕事と生活の調和を図り、全社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年6月1日～令和12年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和12年5月までに所定外労働時間を30%以上削減する。

<対策>

- 令和7年6月～ ノー残業デーの確実実施
- 令和8年6月～ 所定外労働時間の推移分析
- 令和9年6月～ 休日出勤の削減方策・ノー残業デーの拡大実施検討
- 令和11年4月～ 所定外労働を減少させるための新方策実施

目標2：令和12年5月までに年次有給休暇の取得促進方策を研究し、1人当りの平均取得日数を10日以上とする。

<対策>

- 令和7年6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握
- 令和9年6月～ 年次有給休暇取得促進につながる方策の研究
- 令和11年4月～ 年次有給休暇取得促進方策を実施

目標3：令和12年5月までに育児介護休業法等の取得促進に向けた雇用環境整備

<対策>

- 令和7年6月～ 育児・介護に直面している労働者の現状把握・休業制度の周知
- 令和8年6月～ 育児・介護に直面している労働者の現状確認継続実施
- 令和11年4月～ 育児・介護取得促進につながる方策を検討・実施